

**「2025 年日本国際博覧会 フューチャーライフエクスペリエンス会場実装に
係る基本計画策定支援業務」
公募要領**

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の開催に向けて、フューチャーライフパーク内に位置するフューチャーライフエクスペリエンスエリアにおいて、大阪・関西万博のコンセプトである「People's Living Lab（未来社会の実験場）」を具現化し、多様な主体による共創を推進するため、当該エリアの実装方針の策定が必要である。

本業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に業務を実施する必要があることから、本計画の策定支援業務として企画提案公募により受託事業者を募集する。

1 業務名

2025 年日本国際博覧会 フューチャーライフエクスペリエンス会場実装に係る基本
計画策定支援業務

(1) 業務の趣旨・目的

フューチャーライフエクスペリエンスエリアにおけるコンセプト、展示の実装方針、出展者の協賛・参画スキーム等の設計を行うことで、大阪・関西万博のコンセプトである「People's Living Lab（未来社会の実験場）」を具現化し、多様な主体による共創を推進するエリアとするため、基本計画を策定する。

(2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり。

(3) 委託上限額

13,000,000 円（税込）

2 スケジュール（予定）

2022 年 7 月 4 日（月）	公募開始
2022 年 7 月 11 日（月）	質問受付締切
2022 年 7 月 22 日（金）	提案書類提出締切
2022 年 7 月下旬	選定委員会
2022 年 8 月上旬	結果通知
2022 年 8 月中旬	契約締結

2022 年 9 月末 中間報告
2022 年 12 月 28 日（水） 業務終了（報告書提出）

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していればよい。）又、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府、大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 以下のいずれかの業務を履行した実績があること。

① 国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会に係る基本計画策定業務又はこれに類似する業務を履行した実績がある法人又は共同企業体であること。

② 地方博覧会に係る営業基本計画策定業務又はこれに類似する業務を履行した実績がある法人又は共同企業体であること。

③ 上記の実績に相当する経験を有すること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の応募手続等は、以下のとおり。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2022年7月4日（月）から2022年7月22日（金）まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行いません）

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

ウ 受付期間

2022年7月19日（火）から2022年7月22日（金）まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く

※10時から17時まで（12時から13時は除く）

エ 提出方法

下記受付場所に持参、もしくは郵送により提出すること。

郵送は、2022年7月22日（金）までの消印があるものを有効とします。

また、郵送による提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類のデータを2022年7月22日（金）の17時までに送信してください。

（送信先：fle_koubo@expo2025.or.jp）

電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行ってください。

※土曜日、日曜日、祝日を除く

※10時から17時まで（12時から13時は除く）

オ 受付場所

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画局 企画部 企画事業課

（担当：岡本、野井、今村）

住 所：大阪市住之江区南港北1丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階（受付）

電話番号：06-6625-8685

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については事業者名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

（特に、企画提案に係るイ～エの書類は、仕様書「10. 業務実施にあたっての留意事項」に留意して作成すること）

【応募時に必要な書類】

ア 応募申込書（様式1：原本1部）

イ 企画提案書

（企画提案書＜様式自由＞及び応募金額提案書＜様式2＞：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）

ウ 事業実績申告書（様式3：原本1部、副本10部）

※公募参加資格（5）の履行実績①、②、③を記載すること

エ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式4：原本1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式5：原本1部）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式6：原本1部）

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

カ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること）

キ ①法人登記簿謄本（1部）

- ・ 法人の場合に提出すること
- ・ 発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・ 個人の場合に提出すること
- ・ 発行日から3カ月以内のもの
- ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・ 個人の場合に提出すること
- ・ 発行日から3カ月以内のもの
- ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ク 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

- ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書

コ 使用印鑑届（様式7：原本1部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）に格納したPDFファイル（企画提案書は副本のみ）でも提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例>「2025年日本国際博覧会 フューチャーライフエクスペリエンス会場実装に

係る基本計画策定支援業務」提案書

株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

5 説明会

実施しない。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から 2022 年 7 月 11 日（月）17 時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：fle_koubo@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】2025 年日本国際博覧会 FLE 基本計画策定支援業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 8）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせは不可。

ア 電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

※土曜日、日曜日、祝日を除く。

※10時から17時まで（12時から13時は除く）

イ 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、2022 年 7 月 15 日（金）までに協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会 フューチャーライフエクスペリエンス会場実装に係る基本計画策定支援業務の企画提案公募について】に掲載する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。

ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。

イ 審査は、書類審査により行う。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、協定交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準（案）

番号	審査項目	審査内容	配点
1	提案者実績	・ これまで基本計画作成業務など本業務と同種、または類似業務の実績があるか。	5点
2	業務実施体制	・ 提案内容を実現するのに適正な実施体制（人数等）となっているか。 ・ 業務の責任者、担当者の主な実績等 ・ 業務推進スケジュールは、無理なく実現可能な提案となっているか。	5点
3	展示の実装方針の策定	各展示カテゴリに対して、官公庁等を十分に巻き込むための方針、会期前の共創事業との連携を担保する方針を踏まえた提案となっているか。	20点
4	出展者の協賛・参画スキーム等の設計	十分な運営資金を確保するための協賛・参画スキームとなっているか。	20点
5	出展者による情報発信エリアの企画・設計について	FLE エリアにおける出展者と来場者のインタラクティブな交流が図れる催事及び効果的な情報発信方法等が提案されているか。	10点
6	運営管理計画の策定	運営管理の一環的な体制を見据えて、運営に必要な要素・体制等が提案されているか。	20点
7	建築・設備与件の設定	展示を効果的に見せることができるレイアウトとなっているか。	15点
8	価格点	・ 価格点の算定式 満点（5点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	5点
		合計	100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 フューチャーライフエクスペリエンス会場実装に係る基本計画策定支援業務の企画提案公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称
- ③ 全提案事業者の評価点※応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない

い。

- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ 最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとする。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『CECTRUST-Light サービス』による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議し、この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締

結したとき。

- イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ウ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- エ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- オ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

9 その他

応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。